6　4に定める機関がこの条約の締約国となつた場合には、当該機関を構成する国及び将来当該機関に加盟する国は、この条約の締約国でなくなる。これらの国は、その旨を国際連合食糧農業機関の事務局長に書面により通告する。

第十八条

国際連合食糧農業機関の事務局長は、批准書、承認書、正式の確認書又は加入書の寄託、この条約の効力発生、改正のための提案、改正の受諾の通告、改正の効力発生及び脱退の通告を前条1に定める全ての政府及び同条4に定める全ての機関に通告する。

第十九条

この条約の原本は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、第十七条1に定める政府及び同条4に定める機関にその認証謄本を送付する。

第十一条

条約に次の二の附属書を加える。

附属書Ⅰ　紛争解決手続

1　第十条4に規定する仲裁裁判所は、適当な場合には、次のとおり任命される三人の仲裁人により構成すべきである。

(a)　一の紛争当事者は、他の紛争当事者に対して仲裁人の氏名を通報すべきであり、また、当該他の紛争当事者は、その通報の後四十日以内に第二の仲裁人の氏名を通報すべきである。委員会の二を超える構成員の間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事者は、共同で一人の仲裁人を任命すべきである。紛争当事者は、第二の仲裁人の任命の後六十日以内に第三の仲裁人を任命すべきである。第三の仲裁人は、委員会のいずれの構成員の国民でもなく、かつ、最初の二人の仲裁人の国籍を有しないものとする。第三の仲裁人が仲裁裁判所を主宰すべきである。

(b)　第二の仲裁人が所定の期間内に任命されない場合又は紛争当事者が所定の期間内に第三の仲裁人の任命に同意することができない場合には、当該第二の仲裁人又は当該第三の仲裁人は、紛争当事者の要請により、当該要請の受領の日から二箇月以内に委員会の議長によつて任命されることができる。

2　仲裁裁判所の決定は、その構成員の多数決により行うべきである。仲裁裁判所の構成員は、投票に際し棄権すべきでない。

3　仲裁裁判所の決定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束するものとする。紛争当事者は、直ちにその決定に従うべきである。仲裁裁判所は、一の紛争当事者の要請により、決定について解釈を行うことができる。

附属書Ⅱ　漁業主体

1　二千十九年十一月十八日に採択されたこの条約に対する改正の効力発生の後、委員会が定める手続に従つて二千十三年七月十日までに協力的な地位を獲得した漁業主体であつて、この附属書と並行して採択された決議第十三号（二千十九年）に反映されているもののみが、委員会の事務局長に宛てた書面を送付することにより、この条約に定める条件に従う旨及びこの条約に基づいて採択される勧告を遵守する旨の確たる約束を表明することができる。当該約束は、当該書面の受領の日から三十日で効力を生ずる。当該漁業主体は、委員会の事務局長に宛てた書面による通告を行うことにより、当該約束を撤回することができる。その撤回は、一層遅い日が通告に明記される場合を除くほか、その通告の受領の日の後一年で効力を生ずる。

2　第十五条の規定に従つてこの条約に対して行われるその後の改正の場合には、1に規定する漁業主体は、委員会の事務局長に宛てた書面を送付することにより、改正後の条約に定める条件に従う旨及び当該改正後の条約に従つて採択される勧告を遵守する旨の確たる約束を表明することができる。漁業主体によるこの約束は、同条の規定に定める日又はこの2に規定する書面の受領の日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。

3　委員会の事務局長は、次のことを行う。締約国に対し、1及び2に規定する約束又は通告を受領したことを通告すること。その通告を締約国に利用可能なものとすること。この条約及びその改正の批准及び承認並びにこれらへの加入並びにこれらの効力発生の通告を含め、締約国からの通告を漁業主体に提供すること。漁業主体と事務局長との間で送付される書類を安全に保管すること。

4　1及び2に規定する書面の送付により、この条約に定める条件に従う旨及びこの条約に基づいて採択される勧告を遵守する旨の確たる約束を表明した1に規定する漁業主体は、委員会の関連する業務（意思決定を含む。）に参加することができるものとし、委員会の構成員と同一の権利及び義務であつて、この条約の第三条、第五条、第七条、第九条及び第十一条から第十三条までに定めるものを有する。

5　この条約に定める条件に拘束される旨の約束をこの附属書に従つて表明した1に規定する漁業主体が関係する紛争が友好的な方法によつて解決されない場合には、当該紛争は、紛争当事者の合意により、場合に応じて、特別の専門家委員会に、又は紛争の範囲に合意するよう努めた後、最終的であり、かつ、拘束力を有する仲裁に付される。

6　1に規定する漁業主体の参加に関するこの附属書の規定は、専らこの条約の目的のためのものとする。

7　二千十三年七月十日後に協力的な地位を獲得したいずれの非締約国、団体及び漁業主体も、この附属書の適用上、漁業主体とはみなされないものとし、委員会の構成員と同一の権利及び義務であつて、この条約の第三条、第五条、第七条、第九条及び第十一条から第十三条までに定めるものを有しない。

第十二条

英語、フランス語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、二千十九年十一月二十日にスペインのパルマデマヨルカにおいて、その後は二千二十年十一月二十日までローマにおいて署名のために開放しておく。この議定書に署名しなかつた条約の締約国は、いつでも、承認書、批准書又は受諾書を寄託することができる。同事務局長は、この議定書の認証謄本を条約の締約国に送付する。

第十三条

この議定書は、条約の締約国の四分の三が承認書、批准書又は受諾書を国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託した後九十日目の日にこの議定書を締結した条約の締約国について効力を生じ、その後は、条約の他の締約国について、それぞれによる承認、批准又は受諾の日に効力を生ずる。この議定書が前条の規定に従つて署名のために開放された後に条約の締約国となる政府は、この議定書を受諾したものとみなす。

第十四条

この議定書が条約の締約国の四分の三（承認書、批准書又は受諾書を国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託したもの）について効力を生じた後、承認書、批准書又は受諾書を寄託していない条約の締約国は、引き続き委員会の構成員となる。委員会は、この議定書が条約の全ての締約国について効力を生ずる時まで、その秩序ある機能を確保するための措置を採用する。この議定書がいまだ効力を生じていない条約の締約国の場合においても、これらの改正を暫定的に実施することを選択することができるものとし、その旨を国際連合食糧農業機関の事務局長に通告することができる。

二千十九年十一月十八日にスペインのパルマデマヨルカで作成した。

外務大臣　茂木　敏充
農林水産大臣　野上浩太郎
内閣総理大臣　菅　　義偉